



町報

第154号

発行所

宮崎県門川町

門川町役場

電話⑩1140番

印刷所

宮崎県門川町

工藤印刷

電話⑩1143番

# 年金額大巾に 引上げられる

国民年金制度の改正法案が、このほど国会で成立し、国民年金が素晴らしい制度に改善された。

年金、給付の額の大幅な引上げ、物価スライド制の導入、五年年金の再加入をはじめ、老令特別給付金の新設など、盛りだくさんの国民年金の改善がなされたので、さっそくお知らせいたします。

**十年年金**  
老令年金を受けるために、本来は二十五歳の資格(加入)期間が必要ですが、高令者のために、この期間を十年年金とよばれる「特例老令年金」が、すでに昭和四十六年から年金の支給を開始しています。この十年年金額が大幅に引上げられ、現在の月額五千円が一挙に一万二千五百円となり、二・五倍の額になります。

**五年年金**  
高令任意加入で、加入期間が五年でよい、いわゆる五年年金は、昭和五十年から支給が開始される特別の老令年金ですが、いま予定されている月額二千五百円の年金額が八千円に引上げられることになりました。

**五年年金の再加入**  
国民年金制度が発足した当時五十才から五十五才未満だった、明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人たちが、十年年金や五年年金に加入しなかつた人に、再び五年年金に加入するのみに加わりました。加入希望する方は、昭和四十九年三月三十一日までに住民課国民年金の窓口で手続きをしていただきますが、保険料は昭和四十五年六月分から月額九百円の割で納めることになり、さらに今後昭和五

## 「隣にも 声かけあつて よい防火」

# 秋季全国火災 予防運動実施さる

朝、新聞を広げて見ますと必ず一、二件の大火が報じられています。それも老人、子供のいたわしい焼死者をだして一

例年になく早い異常乾燥期を迎え、全国的に火災件数の増加が著しくなつておりますが、本町においても今春すでに全焼二件の火災が発生しています。町民一人一人が防火に対する意識を再認識し、火災発生防

止と人命損傷事故を絶滅しこの火災シーズンを無火災に終わりますよう「火の用心」に特段の御協力を願います。

又来る十一月二十六日から十二月二日まで秋の全国火災予防運動が実施されます。「隣にも声かけあつてよい防火」をスローガンに①家庭における安全点検ア、老人、病人、幼児等の就寝場所の再点検

## 未納保険料の 特例納付

国民年金の保険料は、納めず二年間を経過したものは、その後、納めたくても納められない建前になっていますが、今回の改正で昭和四十九年一月から昭和五十年十二月までの二年間に限つて納めることができなくなつた過去の未納保険料を月額九百円の割で納めることができるようになりました。

未納保険料(期間)のある方は、この機会に納付して、年金の受給権を確保しましょう。

## 児童扶養手当 及特別児童扶養手当 制度について

児童扶養手当は、父親のいない家庭の児童または、父親が身体障害者や長期の病氣中などの家庭の児童がすこやかに成長するようにその児童の母、またはその児童を養育している人に支給されます。ただし、母子年金、恩給、厚生年金を受けられることができる人には支給されません。その他の老令福祉年金、障害福祉年金、受給されている人は支給されません。また、手当を受けようとする人も、対象となる児童も、日本国民であり日本に住所がなければならず、児童扶養手当の対象となる児童とは、次のいづれかに該当する〇才から義務教育

育終了前までの児童、または二十才未満で心身に障害のある児童です。

〇父母が離婚したあと、父親と別れて生活している児童

〇父が死亡した児童

〇父が障害の状態(身体や精神の障害が身体障害者手帳の二級から三級に該当する程度のもので)にある児童

〇一年以上にわたり、父が生死不明の児童

〇一年以上にわたり、父が遺棄されている児童

〇一年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童

〇婚姻によらないで生まれ、た児童や、棄子など。



## 受けられ年金額の改正表

種類	昭和48年12月まで	昭和49年1月から	実施	
抛出年金(保険料を納める年金)	老令年金 25年納付	月 8,000円	月 20,000円	49年1月から
	10年年金	月 5,000円	月 12,500円	
	5年年金	月 2,500円	月 8,000円	
障害年金	月1級 = 最低 11,000円	月 25,000円	49年10月から	
	月2級 = 最低 8,800円	月 20,000円		
遺族が受ける年金	母子年金	月 8,400円	月 20,000円	49年10月から
	準母子年金	子が2人以上のときは第2子から1人につき400円加算	子が2人以上のときは第2子が月800円第3子から月400円加算	
	遺児年金	老令年金の半額	老令年金の半額	
	か婦年金 死亡一時金	10,000~52,000円	17,000~52,000円	
福祉年金	老令福祉年金	月 3,300円	月 5,000円	49年10月から
	障害福祉年金	月 5,000円	月 7,500円	
	母子福祉年金	月 4,300円	月 6,500円	
	準母子福祉年金	子が2人以上いるとき第2子から1人400円加算	子が2人以上のときは第2子が月800円第3子から400円加算	

## 地籍調査事業に ついてお願い

門川町の地籍調査事業については昭和四十一年度より調査を開始し現在までに四一八、二四ヘクタール(二六、九〇〇筆)の調査を終え門川尾末と草地区については登記所へ送付され八〇パーセント登記が完了し、川内と川内の一部については認証請求のため国へ送付され近く登記所に返送される予定であります。そこで今年度は本山区を五九〇ヘクタール、下初めの航測法と西門川地区の一部を尾末記載の字(二八〇ヘクタール)を地上法で行なう事に成つており現在本山区については、航測法と云うのは各筆界に航空標識(白色ペニヤ板)を設置しこれを飛行機にて撮影しその写真を図化し地籍図を作成すると云う事になる訳であります。この場合筆界に取付けられたペニヤ板を中心として周囲の樹木を

切払つて貰う事であり、この点よろしくお願いしたいと思っております。又西門川地区については従前どおり地上法で行ないますので山林については各筆界を完全(市一メートル以上)切開いて貰う事と田、畑、宅地等については筆界杭を曲部にすべ立てて貰う事があります。又この杭は皆さんの土地の面積を現わす基礎に成る大事な杭であり、測量後問題を生じないようによく話し合の上筆界杭を立てられる様お願いいたします。

西門川地区関係者名  
門川大字川内字舟方、火切地、畑ノ内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾田、西ノ園、上井野、日ノ平、丸尾

## 便利で重宝でおなじみの 宮崎県民手帳の申込み について

このことについては、先に地区会長さんを通じて申し込みをとりまとめました。が、まだ申し込みをされないうで御入用の方は早めに申し込みくださるようお願いいたします。

価格 百八十円

申し込み先 役場総務課  
この手帳は執務に、学習に大変便利です。来る年の日々をより計画的に、より豊かに過ごすにたいだくために一九七四年版もぜひ御愛用ください。

## 小企業経営改善資金 融資制度について

昭和四十八年十月から小企業の経営改善のために新しく設けられたもので、次のような条件によつて貸付がなされます。御利用下さい。

尚詳細については、商工会におたずね下さい。

融資条件  
一、融資対象  
①商業、サービス業の場合  
②製造業等の場合は五人以下の企業

二、貸付限度  
百万円以下(運転資金は五十万円以下)

三、償還  
元金均等償還で二〇回以内の月払い

四、金利  
年七%





